

学校法人制度等の概要及び私立学校法の改正等について



文部科学省高等教育局私学部私学行政課
令和元年8月30日（金）



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 学校法人に関する主な法律等

2. 私立学校法について

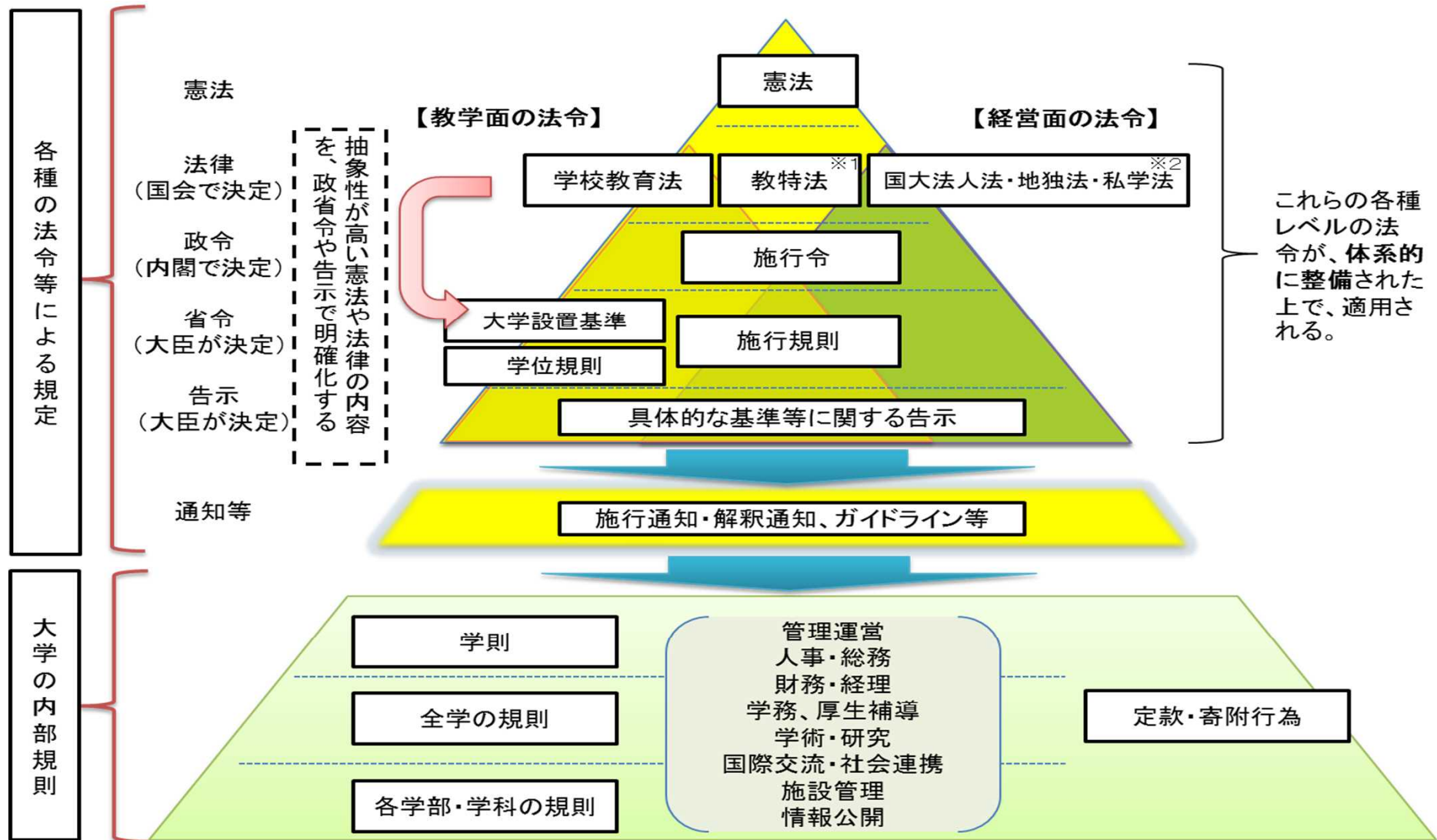
3. 学校法人の機関について

～私立学校法の改正も踏まえながら～

参考：その他私立学校法で定める内容について

1. 学校法人に関する主な法律等

大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係



※1: 教育公務員特例法、※2: 国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

学校法人会計基準

寄附行為審査基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・
補助金等について
規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

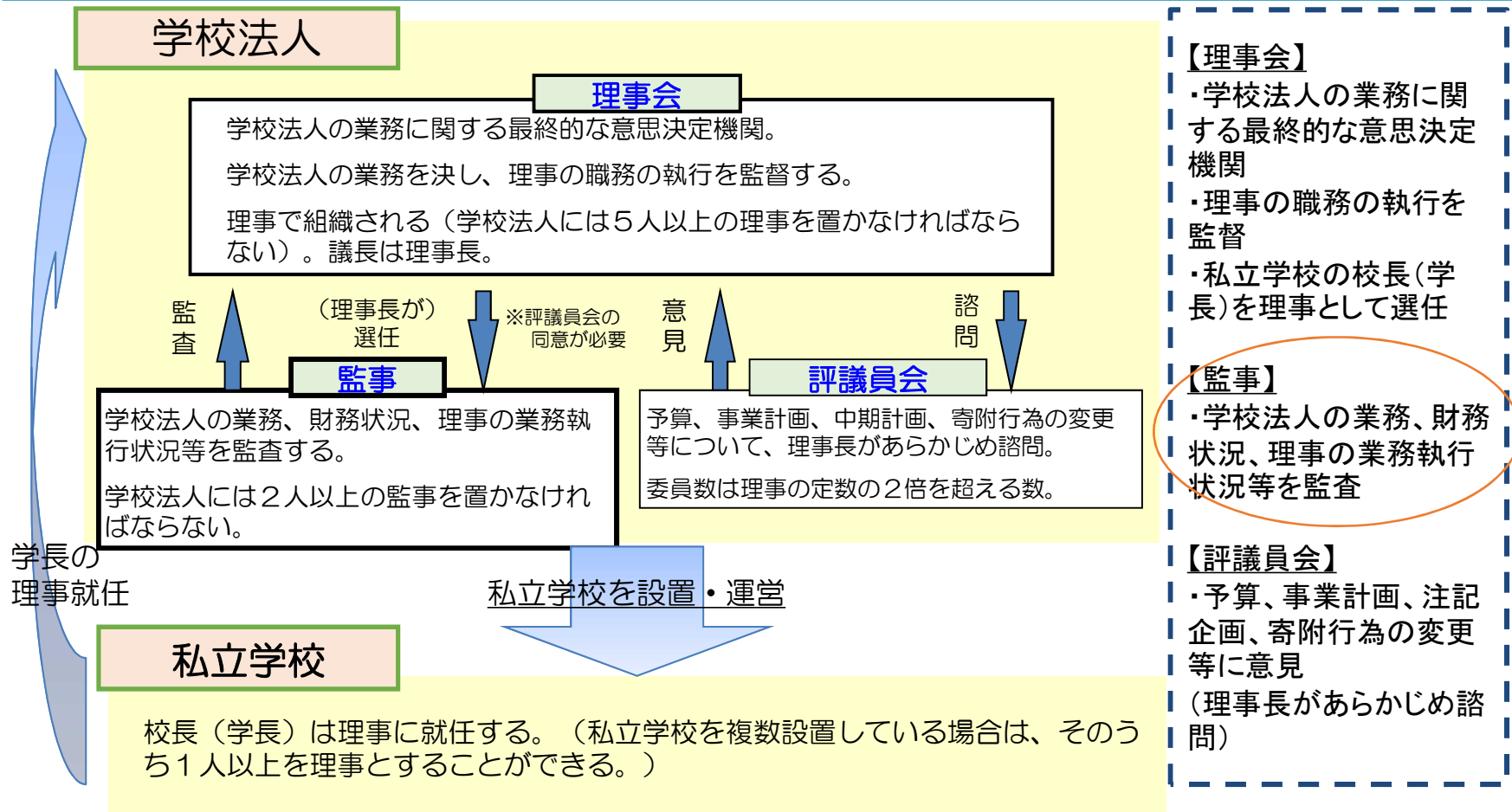
⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

2. 私立学校法について

学校法人の機関

- 学校法人の**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表しその業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞く必要あり。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



私立学校法について

■昭和24年制定

■私立学校の自主性を重んじ、公共性を高め、
もって私立学校の健全な発達を図ることが目的

【第1条】

■第3章「学校法人」において、その設立や管理等について規定

■令和元年に監事機能の強化を含む大幅改正
(令和2年4月1日施行)

学校法人制度の改善方策について（概要）

平成31年1月7日
大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会

- 私立大学等の振興に関する検討会議の「議論のまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置。（主査：日高 義博 専修大学理事長）。
- 我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を含めた改善方策を検討。
- 平成29年11月に検討を開始し、計12回の会議を開催。パブリックコメントを経て提言をとりまとめ。今後、私立学校法等の関係法令を改正予定。

学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化

- 責任と権限の明確化によるガバナンスの改善・強化
- 文部科学大臣所轄法人における中長期計画の策定
 - ・「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進
- 役員の責任の明確化（善管注意義務、第三者に対する損害賠償責任、役員報酬基準の策定、利益相反行為の対象拡大など）
- 監事機能の充実（理事の行為の差止請求など）
- 評議員会機能の充実（中長期計画の策定の際の意見聴取など） 等

学校法人の情報公開の推進

- 積極的な情報公開と経営状況の「見える化」
- 貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書等の公表（文部科学大臣所轄法人）
 - ・事業報告書の記載内容の充実
- 寄附行為、役員等名簿の公開 等

学校法人の経営の強化

- 連携・統合の推進と経営改善に向けた指導の強化
- ・連携・統合を促進するための私学事業団等の情報提供機能の強化
- ・学部単位等での円滑な事業譲渡の促進（審査項目の簡略化など）
- ・新たな財務指標を設定し、法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、経営改善に向けた指導の強化と、資金ショートの際の恐れを含む経営困難な場合に経営判断を促す指導の実施（文部科学大臣所轄法人） 等

学校法人の破綻処理手続の明確化

- 破綻処理手続の円滑化等による学生保護の充実
- 解散命令時の所轄庁による適切な清算人の選任による清算手続及び破産申立の円滑化
- ・学生のセーフティネットの充実（コンソーシアムを活用した転学支援、学生の授業料返還債権の考え方の整理） 等

※ ○ は法改正事項

学校法人制度の改善方策について(私立学校法改正関係)

改正事項

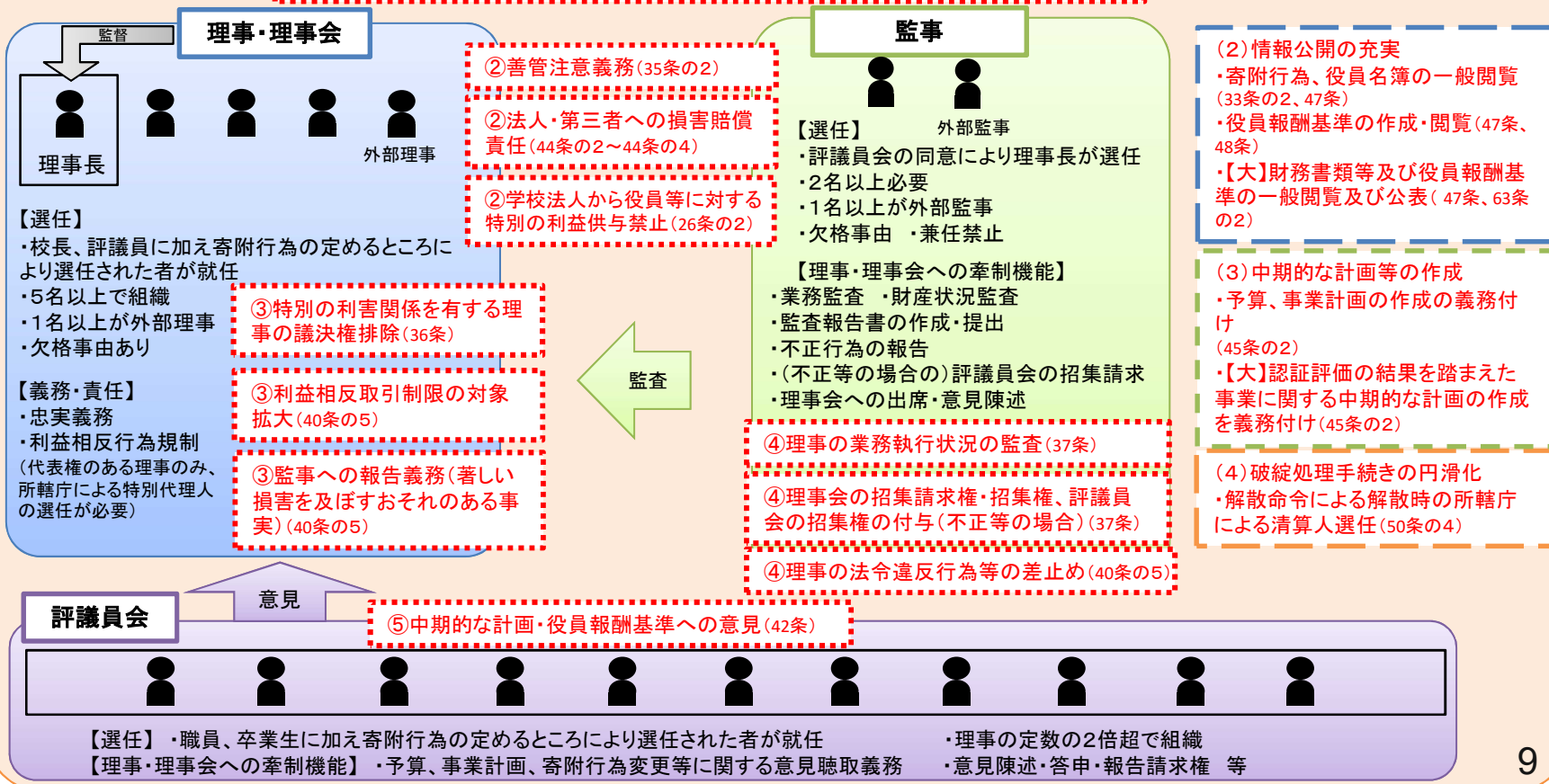
- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員 責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

学校法人

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備

①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



3. 学校法人の機関について ～私立学校法の改正も踏まえながら～

1. 理事会について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督【第36条第2項】
- ◆ 理事会は理事長が招集し、議長となる【第36条第3項、第4項】
- ◆ 理事の過半数の出席が必要【第36条第5項】
- ◆ 議事は出席理事の過半数で決する【第36条第6項】
- ◆ 監事も出席して意見を述べる必要がある【改正後の第37条第3項第7号】
- ◆ 学校法人の業務等に関して不正等があった場合、監事は理事長に対して理事会の招集を請求できる【改正後の第37条第3項第6号 ※新設】
- ◆ 上記の請求に対して五日以内に召集の通知が発せられない場合、監事は理事会を招集することができる。【改正後の第37条第4項 ※新設】

※ 理事の個人的な能力を期待して選任されていることから、本人の出席が原則（ただし、寄附行為に定めれば、みなし出席（書面による意思表示）も可能）

※ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない【改正後の第36条第7項 ※新設】

2. 理事について <留意すべき主な点>

- ◆ 5人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 外部理事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 各役員（監事を含む）の親族は1人以内【第38条第7項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項 ※後述】
- ◆ 定数の1/5をこえて欠けた場合、1月以内に補充が必要
【第40条】 ※監事も同様
- ◆ 仮理事の選任【第40条の4】
- ◆ 著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監事への報告義務
【改正後の第40条の5 ※新設】
- ◆ 利益相反取引・競業取引の規制【改正後の第40条の5】

〈参考〉利益相反取引・競業取引について

改正前の私立学校法第40条の5

学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条と第92条第2項

【第84条】

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- 二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- 三 学校法人が理事の債務を保証することその他以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

【第92条第2項】

学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

考えられ得る具体例

（利益相反行為）

- ・学校法人が理事から土地を購入する場合
- ・理事長が代表取締役を務める会社に学校法人が金銭を貸し付ける場合

（競業取引）

- ・学校法人が収益事業として不動産業を営んでいるときに、理事が不動産業を営みはじめる場合

3. 理事長について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事の中から寄附行為の定めに従って選任【第35条第2項】
- ◆ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
【第37条第1項】

- 通常は理事総数の決議のもと、理事会で選任
- 意思決定機関はあくまで理事会
- 日常業務については、業務分掌規程等に定めることで、理事会が理事長に意思決定を行う権限を委任することも可能

- ◆ 毎年5月末までに、決算及び事業実績を評議員会に報告し、意見を求めることが必要【第46条】

- 決算は理事会で審議・決定後、評議員会に報告
(予算は**予め**評議員会の意見を聞いた後、理事会で決定)

4. 監事について ①-1 <監事の職務>

学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

- 学校法人の業務の監査をすること
- 学校法人の財産状況を監査すること
- 理事の業務執行の状況を監査すること
- 学校法人の業務・財産及び理事の業務執行の状況につき監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出すること
- 学校法人の業務や財産、又は理事の業務執行につき法令に違反する重大な事実等があることを発見したとき、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。また、その報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 上記の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることとする
- 学校法人の業務や財産又は理事の業務執行につき、理事会に出席して意見を述べること。
- 理事の行為により、学校法人に著しい損害が生じる恐れがある場合、理事の行為の差止めを請求できる

4. 監事について ①-2 <監事の職務>

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

改正前の私立学校法第37条第3項	改正後の私立学校法第37条第3項、第4項
<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校法人の業務を監査すること。 二 学校法人の財産の状況を監査すること。 <p>三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p>	<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校法人の業務を監査すること。 二 学校法人の財産の状況を監査すること。 <u>三 理事の業務執行の状況を監査すること。</u> <p>四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>理事会及び</u>評議員会の招集を請求すること。</p> <p>七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p> <p><u>4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p>

私立学校法第40条の5による読替え後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第103条

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4. 監事について ② <監事の選任>

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【第38条第4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【第35条第1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【第39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【第38条第5項】
- ◆ 欠格事由あり【第38条第8項（※）】

監事（役員）の解任については、
寄附行為において規定【第30条第1項第5号】

※改正が存在するが、他の改正規定とは異なり令和元年12月14日施行。

改正前の私立学校法第38条第8項	改正後の私立学校法第38条第8項
学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。	次に掲げる者は、役員となることができない。 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
学校教育法第9条	
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

4. 監事について ③

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）抜粋（令和元年7月12日）

第三 私立学校法の一部改正

2. 留意事項

② 役員の職務及び責任の明確化等

<監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

5. 評議員会について ① <評議員会の役割>

- ◆ 予算、事業計画等は理事長があらかじめ評議員会の意見を聴取する義務あり【第42条第1項 ※改正あり】
寄附行為で定めれば、評議員会をそれらの議決機関とすることも可能【第42条第2項】

【改正後の私学法42条1項各号】

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
- 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

- ◆ 上記以外についても、評議員会は、役員に意見を述べたり
諮問に答えたりすることなどが可能【第43条】

5. 評議員会について ② <評議員の選任>

◆評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生から1人以上選任するほか【第44条第1項】、具体的には寄附行為で規定

※解任については寄附行為で規定

【私立学校法44条1項】

評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

◆評議員は理事の定数の2倍をこえる数が必要【第41条第2項】

※ 議事などの評議員会の運営は概ね理事会と同様

6. 役員の責任・その他役員に関する規定について ①

◆学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。【改正後の第35条の2 ※新設】

（この規定により、役員は善管注意義務を負うこととなる。）

◆理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない（忠実義務）【第40条の2】

6. 役員の実任・その他役員に関する規定について ②

◆ 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

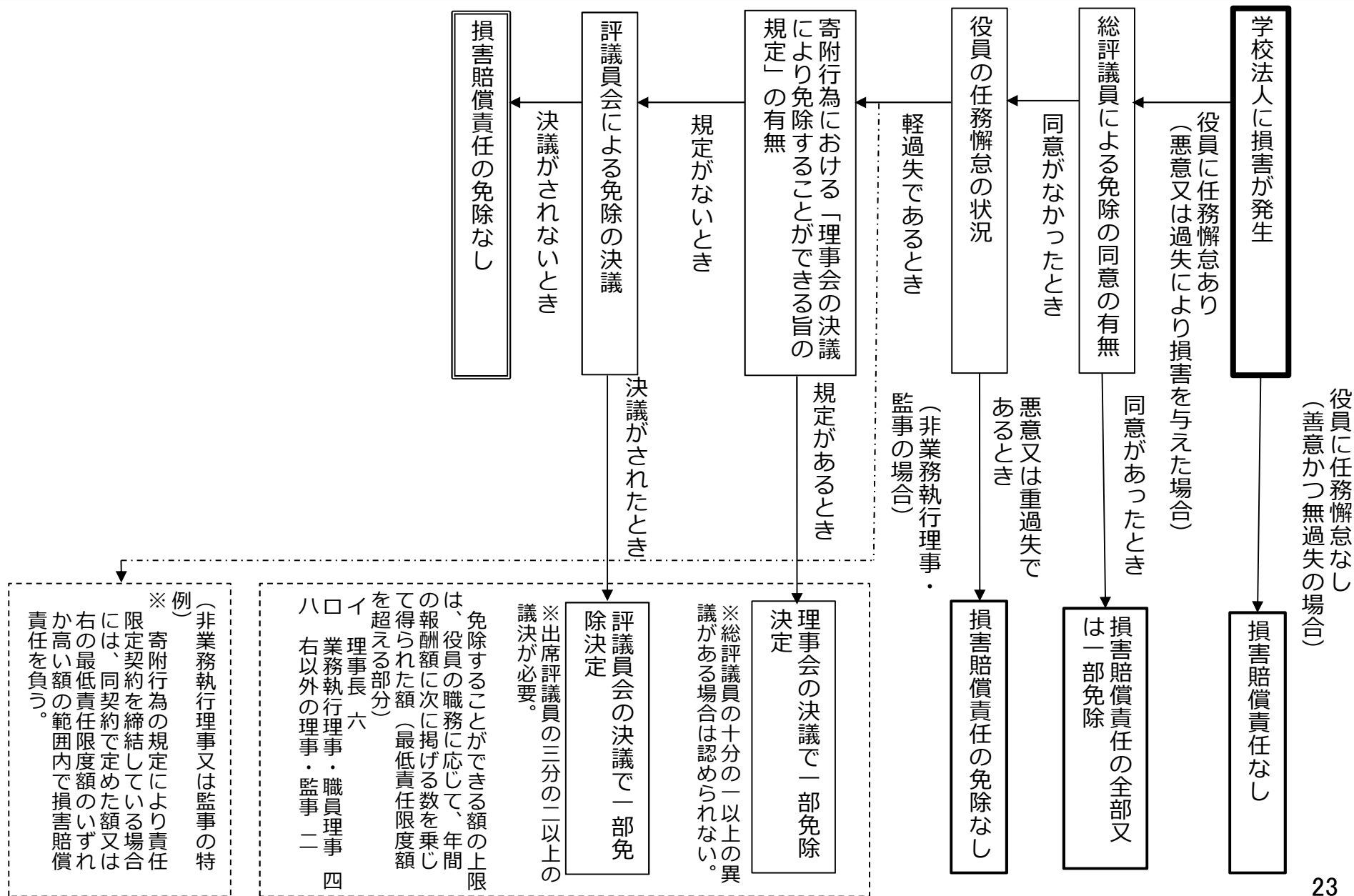
【改正後の第44条の2 ※新設】

- これまでも民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任として適用されていたものを私学法においても明確化
- 「任務を怠つたとき」とは、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えたときに賠償の責任が生ずる
- 評議員会の決議等により、一定の範囲で役員の実任賠償責任を軽減できる

◆ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 【改正後の第44条の3 ※新設】

- なお、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をした場合は、軽過失であっても監事が損害を賠償する責任を負う

【参考】 役員 の 損害賠償責任 概要図 (例)



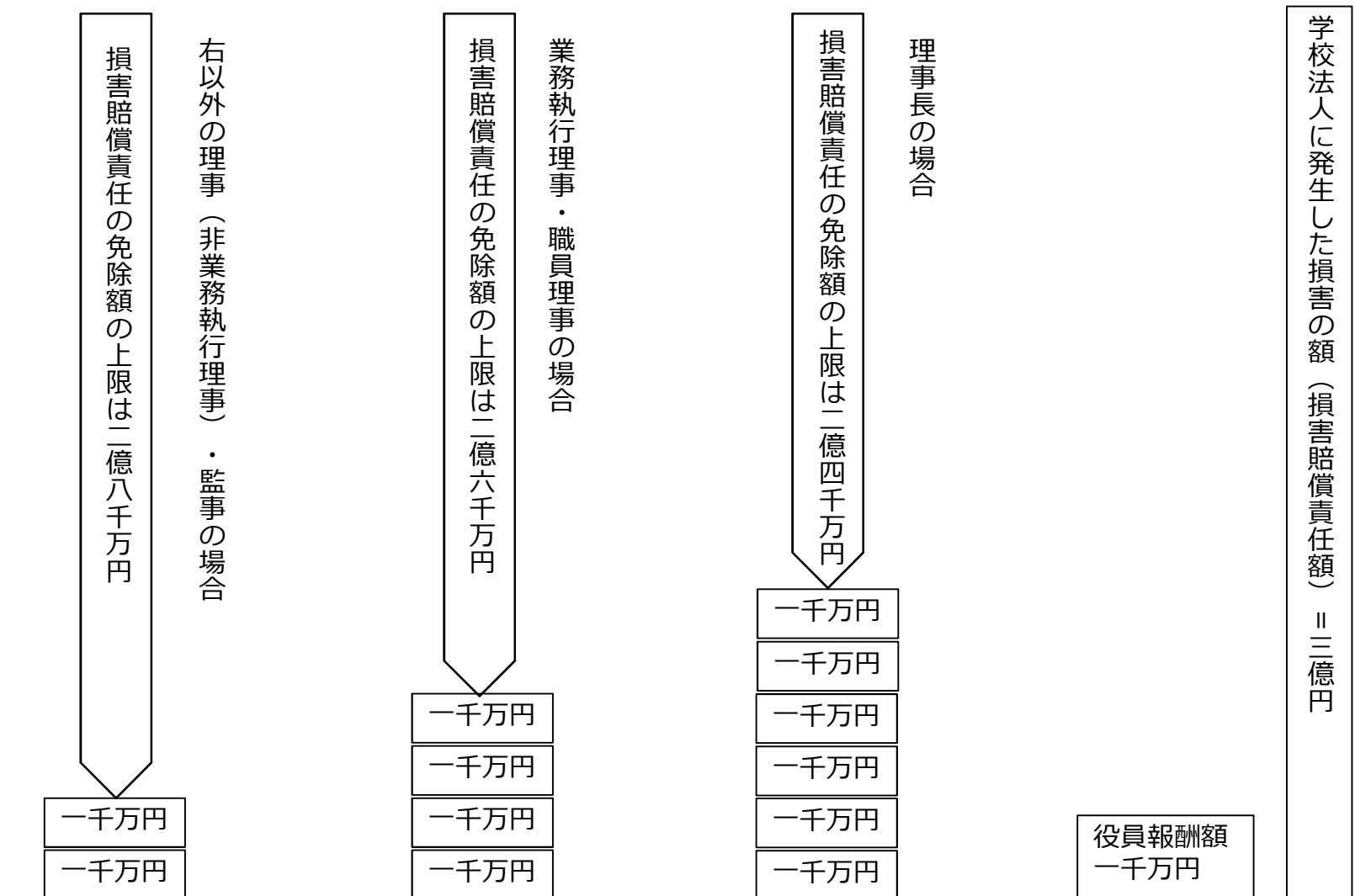
※例 (非業務執行理事又は監事の特例)
寄附行為の規定により責任限定契約を締結している場合には、同契約で定めた額又は右の最低責任限度額のいずれか高い額の範囲内で損害賠償責任を負う。

免除することができる額の上限は、役員の職務に応じて、年間の報酬額に次に掲げる数を乗じて得られた額 (最低責任限度額を超える部分)

- イ 理事長 六
- ロ 業務執行理事・職員理事 四
- ハ 右以外の理事・監事 二

※出席評議員の三分の二以上の議決が必要。

【参考】 役員の損害賠償責任の免除 概要図（例）



【参考】非業務執行理事・監事の損害賠償責任限定契約等 概要図（例）

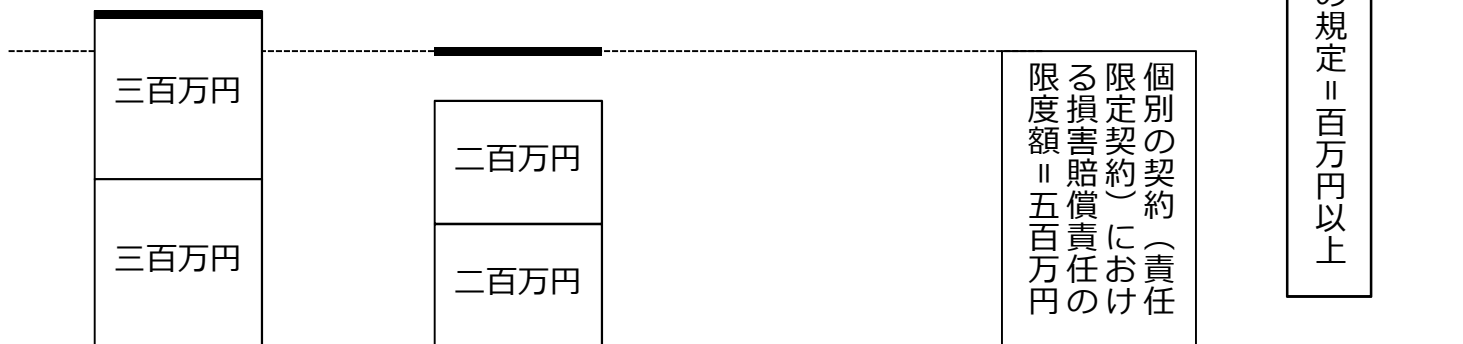
右の通り、寄附行為で「損害賠償責任の最低額」の規定を定めた上で、各非業務執行理事又は監事それぞれと「責任限定契約」を締結している場合には、その額と役員報酬額の二倍の額とを比較してどちらか高い額が、非業務執行理事又は監事の損害賠償責任の限度額となる。

寄附行為における損害賠償責任の最低額の規定≧百万円以上

個別の契約（責任限定契約）における損害賠償責任の限度額≧百万円

（例1）役員報酬額が二百万円の場合
損害賠償責任の限度額は五百万円

（例2）役員報酬額が三百万円の場合
損害賠償責任の限度額は六百万円



6. 役員の実任・その他役員に関する規定について ③

◆ 学校法人は、学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

【改正後の第26条の2 ※新設】

- 特別な利益とは、土地建物の無償・過度に低廉な価格による貸与や報酬規程に基づかない金銭の提供等を指す

◆ 学校法人は、役員報酬基準を作成、閲覧に供し、公表もしなければならない【改正後の第47条、第66条 ※新設】

- 役員報酬基準は、民間事業者の役員の報酬等を考慮して、不当に高額なものとならないようにしなければならない

参考：その他私立学校法で定める 内容について

財産の管理等について

財産目録等の作成、備付け、閲覧及び公表

- ◆毎会計年度終了後二月以内に財産目録等の作成、備付け及び閲覧が必要【第47条第1項、第2項 ※改正あり】
- ◆今回の改正で財産目録等は公表の対象に【改正後の第63条の2 ※新設、文部科学大臣所轄学校法人のみ】

一定の資産の保有

- ◆学校法人は私立学校に必要な施設及び設備、経営に必要な財産を有しなければならない【第25条第1項、第2項】

収益事業

- ◆収益を目的とする事業を（寄附行為に規定することで）一部行うことが可能【第26条】

所轄庁による学校法人に対する監督の手段

措置命令

▶法令の規定や寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命令できる【第60条第1項】

役員 の 解任勧告

▶措置命令に従わない場合、役員解任を勧告できる【第60条第9項】

収益事業 の停止

▶学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を実施した場合等、その事業の停止を命ずることができる。【第61条】

解散命令

▶他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、解散を命ずることができる。【第62条】

報告及び 検査

▶学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること等ができる。【第63条第1項】

学校法人の解散

学校法人の解散

◆学校法人が消滅に向けた手続（＝清算手続）に入ること

【私立学校法第50条第1項】

学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

学校法人の清算手続

基本的には(※)旧理事が清算人に選任[50条の4]され、清算手続を行う

法人の財産を換価し、債務を弁済

最終的に残った残余財産を引き渡す(寄附行為で定めた者に帰属させ、いなければ国庫に帰属)[51条]

※学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任する。

罰則について

【私立学校法第66条】

次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。